

## 令和7年度 第2回 大分労働局公共調達監視委員会審議概要

- 1 開催日時 令和8年2月16日（月）～令和8年3月30日（月）
- 2 開催場所 書面による審議
- 3 委員 委員長 千野 博之 弁護士  
委員 古庄 研二 公認会計士  
委員 松隈 久昭 大学教授
- 4 審議対象期間 令和7年5月1日から同年12月31日までの間に契約を締結した競争入札及び随意契約案件
- 5 審議対象案件 3件・・・大分労働局公共調達監視委員会審議案件  
(内訳) 競争入札による公共工事・・・0件  
随意契約による公共工事・・・0件  
競争入札による物品・役務等・・・3件  
随意契約による物品・役務等・・・0件
- 6 抽出状況 大分労働局公共調達監視委員会設置要綱第6条及び第7条に基づき対象案件を抽出した。
- 7 委員からの意見・質問に対する回答等

### 様式3 競争入札によるもの（物品・役務等）

#### 【整理No.1】 別府及び中津両公共職業安定所のLED照明器具交換工事

- 1 (委員) 「4者へ不合格を通知」とあるが、どのような理由で不合格となったか。  
(回答) 電子調達システムで入札参加申込を行った4事業者は、競争参加資格の「物品の販売」及び「役務の提供等」の両方の資格を有しておらず、参加資格の要件を満たしていなかったため、「不合格」とした。
- 2 (委員) 落札価格が予定価格の31.5%だったが、契約前に落札者に対して仕様を満たす納品が可能であることを確認したか。また、納品は仕様書の推奨品、同等品のいずれだったか。  
(回答) 開札後速やかに、落札者から入札金額の『内訳書』を受取り、仕様書の推奨品であることを確認している。
- 3 (委員) 予定価格と落札価格との差が著しいが、どのような原因が考えられるか。  
(回答) 落札者は個人事業主で電気工事の有資格者であったことから、工事計画から施工管理、事務処理経費等を大幅に抑えた落札金額となった。  
今回の予定価格は大分県内の複数の事業者から参考見積を徴取して作成したが、今後のLED照明器具交換の調達においては、参考見積書を今回の落札者のような電気工事業

者にも声掛けを行い、予定価格の積算に努めることとする。

4 (委員) この入札では落札率の下限はあるか。

(回答) 本件は、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約に該当しないため「低入札価格調査」の必要はなく、落札率の下限もない。

5 (委員) 厚生労働省公共調達委員会が審査をする基準は何か。

(回答) 厚生労働省公共調達委員会に諮る審査対象基準額は、概算所要見込額が2,000万円以上の競争入札である。

本件の予定価格が審査対象基準額の概算所要見込額(2,000万円以上)を超えていることから、厚生労働省公共調達委員会の審議を受けている。

### 【整理No.2】 令和7～11年度 大分労働局の業務用自動車(軽自動車3台、小型乗用車4台) 賃貸借業務一式

1 (委員) 整備工場は、落札業者の「再委託先(契約書第4条)」か。再委託先の場合は、必要な手続きはとられているか。

(回答) 整備工場については、落札業者の「再委託先(契約書第4条)」に該当する。

落札業者には再委託の業務内容について、メンテナンスや軽微な修理等を委託することを確認している。また、再委託に係る契約金額が50万円以上の場合には「再委託に係る承認申請書」に対する承認の事務を行う必要があるが、今回は50万円未満であることから落札業者から承認申請は行われていない。

2 (委員) 入札では、「落札者A」と「入札参加者B」の入札金額の差が大きく、金額だけであれば後者が落札となるが、「審査要領」による総合評価点で「落札者A」が僅差で上回り落札となっている。このように金額の差が大きく、評価点の差が小さい時に何か別の判断基準が必要ではないか。

(回答) 本件の自動車の調達にあたっては、調達に基づき、総合評価落札方式により入札金額及び環境性能に対する得点を総合的に評価した結果で落札者を決定している。

総合評価点の差が小さくとも、この総合評価点が一番高い者を落札者とすることと調達で定められているので、大分労働局で別の判断基準を設けることは出来ない。

### 【整理No.3】 大分労働局職業安定部の業務体制再編に係る備品等の調達及び一部取替

1 (委員) 予定価格は、メーカーカタログの定価か。

(回答) 予定価格はメーカーカタログ(2025年版)の定価をベースに算出している。

2 (委員) 定価の場合、値引き率等の調整は必要なかったか。

(回答) 値引き率の調整については、予定価格の算定にあたり、業者から「物品購入の場合、配送料金に加え物価高騰により値引きは難しい。」といった声を聞いていたこと、また、要望から納入期限までの期間が約4か月間と短い期間での調達であったこともあり、今回の予定価格の積算では値引き率の調整は行わなかったが、落札率(72.5%)から値引きの余地はあったと考えられる。

今後は同様の調達があった場合には値引き率を考慮した予定価格の積算に努めることとする。